

木城町告示第21号

令和元年第6回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年11月25日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和元年11月29日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

中武 良雄君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

神田 直人君

○応招しなかった議員

令和元年 第6回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

令和元年11月29日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和元年11月29日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 専決処分の承認を求めるについて(木城町印鑑条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第61号 専決処分の承認を求めるについて(令和元年度木城町一般会計補正予算 第4号)
- 日程第5 議案第62号 専決処分の承認を求めるについて(令和元年度木城町一般会計補正予算 第5号)
- 日程第6 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第64号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第65号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第66号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第67号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第68号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 委員会付託の省略
- 日程第13 議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 専決処分の承認を求めるについて(木城町印鑑条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第61号 専決処分の承認を求めるについて(令和元年度木城町一般会計補正予

算 第4号)

- 日程第5 議案第62号 専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町一般会計補正予算 第5号）
- 日程第6 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第64号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第65号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第66号 令和元年度木城町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第67号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第68号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 委員会付託の省略
- 日程第13 議案に対する質疑

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 内野宮克俊君
書 記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長 半渡 英俊君 副町長 横田 学君

教育長	……………	恵利 修二君	総務財政課長	……………	中井 諒二君
会計管理者	……………	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	……	西田 誠司君
環境整備課長	……………	吉岡 信明君	教育課長	……………	萩原 一也君
税務課長	……………	黒木 宏樹君	福祉保健課長	……………	小野 浩司君
町民課長	……………	藤井 学君	産業振興課長	……………	淵上 達也君

午前9時00分開会

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから令和元年第6回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

令和元年第6回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、11月26日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、原博君、1番、久保富士子君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月29日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日11月29日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第60号

日程第4. 議案第61号

日程第5. 議案第62号

日程第6. 議案第63号

日程第7. 議案第64号

日程第8. 議案第65号

日程第9. 議案第66号

日程第10. 議案第67号

日程第11. 議案第68号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第60号から日程第11、議案第68号に至る議案については、朗読は省略し、一括して町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和元年第6回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄何かとご多用の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、台風15号に続き、10月12日、13日の台風19号の記録的豪雨及び暴風による関東甲信越及び東北地方での河川氾濫や決壊等で、甚大な被害が出ているところであります。お亡くなりになられました方々、被災されました皆様に、お悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、被災地域の日も早い復旧・復興と、もとの生活に戻れますよう心よりお祈り申し上げたいと思います。

なお、友情都市盟約を締結しております埼玉県毛呂山町であります。大きな被害はなかったとの報告をいただいております。

それでは、ただいま上程をいただきました議案第60号から議案第68号に至る9議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第60号。

議案第60号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、木城町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、印鑑登録証明書に旧氏の記載が可能となったことから、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年10月11日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、1つに、印鑑登録証明書に旧氏の記載を可能にする改正。2つ目に、「磁気

テープ」を「磁気ディスク」に改正。3番目に、印鑑登録証明書の記載内容、男女の別を削除する改正であります。

次に、議案第61号。

議案第61号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、令和元年度木城町一般会計補正予算（第4号）であります。

ふるさと納税の寄附額の増に伴い、納税者への返礼関連経費の不足が見込まれ、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年10月21日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第4号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億500万円にするものであります。歳入は、寄附金増額1億8,000万円であります。歳出は、総務費増額1億1,394万3,000円、予備費増額6,605万7,000円であります。

次に、議案第62号。

議案第62号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、令和元年度木城町一般会計補正予算（第5号）であります。

令和元年10月29日に開催されました第61回宮崎県畜産共進会において、肉豚枝肉の部で本町の生産者がグランドチャンピオンとなられ、また、肉牛枝肉の部で本町の2生産農家が団体優勝に貢献された栄誉の祝賀会経費が必要となり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年11月21日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第5号）は、歳出を組み替え、農林水産業費増額13万円、予備費減額13万円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第63号。

議案第63号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国は、去る10月11日に、令和元年8月の人事院勧告どおり、一般職の国家公務員の給与に関して、月例給及び勤勉手当を引き上げることなどを閣議決定いたしました。それに伴い、本町においても、一般職の月例給及び勤勉手当の支給率と住居手当の改正を行うものであります。

月例給は、平均で0.1%の増額改定、勤勉手当については0.05カ月分の増額支給とし、月例給については本年4月にさかのぼり調整をするものであります。

また、住居手当は、手当の支給対象となる家賃額の下限を「1万2,000円」から「1万

6,000円」に引き上げ、手当の上限を「2万7,000円」から「2万8,000円」に引き上げるものであります。住居手当につきましては、令和2年4月から実施するものであります。

次に、議案第64号。

議案第64号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が閣議決定されたことに伴い、本町においても、特別職の職員で常勤のものの町長等の期末手当について、支給率を0.05カ月分の増額支給を行うものであります。

次に、議案第65号。

議案第65号は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が閣議決定されたことに伴い、本町においても、議会議員の期末手当について、支給率を0.05カ月分の増額支給を行うものであります。

次に、議案第66号。

議案第66号は、令和元年度木城町一般会計補正予算（第6号）であります。

補正予算（第6号）は、給与改定に伴い歳出を組み替え、総務費増額66万9,000円、民生費増額26万4,000円、農林水産業費増額25万円、議会費減額95万2,000円、予備費減額72万6,000円等にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第67号。

議案第67号は、令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、給与改定に伴い歳出を組み替え、総務費増額8万6,000円、予備費減額8万6,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

最後に、議案第68号。

議案第68号は、令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、給与改定に伴い歳出を組み替え、簡易水道費増額6万9,000円、予備費減額6万9,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、承認及び可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第12. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第12、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第60号から議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第68号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第13. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第13、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第60号から議案第68号に至る1議案ごとの質疑・討論・採決を行います。

なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第60号専決処分の承認を求めるについて（木城町印鑑条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第60号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第60号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第61号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町一般会計補正予算第4号）を議題といたします。

議案第61号に対する質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） この件は、1億8,000万円ふるさと納税だと思いますけれども、非常にこういう形でありがたいことなのですけれども、どういった商品が売れているのか。今年もまだあるわけですけれども、今後の見通しがどういう状態なのかもお聞かせ願えたらあり

がたいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） ただいまご質問のありました、返礼品として何が一番売られているかということですが、やっぱり牛、豚肉関係というのが希望される返礼品の中では一番に上がってきております。

また、今後の見込みについてですけれども、今年の4月に地方税法等の改正がありまして、その中で、返礼品の割合等が一元化、全国統一されたところでもあります。そんな中、本当に今後の見込み等読めない部分はあるのですが、実績としまして、今回専決でお願いしている分につきましても、特に9月、10月ぐらいから、本当に寄附者というのが増えてきております。今後についても、増加予想ということで考えておりますので、今回は専決ということで、1億8,000万円寄附ベースでしているのですけれども、今後についてもなかなか見込みができない中、12月の補正において、またお願いしたいという部分は考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第61号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第62号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町一般会計補正予算第5号）を議題といたします。

議案第62号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第62号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第63号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第63号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第64号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第64号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 第64号については、私は反対します。

理由としては、木城町の誘致企業でありました宮崎キヤノンの、9月に高鍋に移転しましたが、この問題について情報不足で対応おくれたことも事実です。知らなかったでは済ませられないことです。そのために税収も2,000万円ほど減ることも事実です。この事情に、住民の方に対

して執行部の責任とけじめをとるべきだと思うからです。

以上です。

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 私は、議案第64号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成をいたします。

私は、常々、よい仕事をするには給与と使命感のバランスが大切だと思っております。今回、人事院の社会情勢を踏まえた勧告をもとに、給与決定の原則にのっとり提案されたものであると認識をしております。職員同様に、特別職の非常勤につきましても給与と責任感を与え、強い使命感の中で給与に見合う仕事、重要施策の執行と適正な行財政の運営、また、職員の指導、町民サービスを十分行っていたいただければよいと考えておりますので、議案第64号につきまして賛成をいたします。

○議長（神田 直人） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第65号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第65号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） この議案については反対いたします。

理由としましては、64号で述べましたとおり、キヤノンの問題について議会側も情報をキャッチできなかったと。町政を行政任せにしたのではないかという反省からです。本来、議会の姿を考えるに、各議員が地域の問題を吸い上げ、それが行政全体の共通課題として解決するための手法を議会へ提出し、解決を図っていくことですが、今回は地域住民の方の触れ合いの場がなかったとの反省から、けじめをとるということで考えたからです。

以上です。

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 私は、議案65号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成をいたします。

今回の提案は、特別職の件と同じく、人事院の社会情勢を踏まえた勧告をもとに、給与決定の原則にのっとり提案されたものと認識をしております。町民から与えられた責任と強い使命感を常に自覚し、重要政策の意思決定と行財政の運営や事務処理が適法かつ適正に執行されているか、監視役としてさらに民意の代弁者として仕事をしてまいります。また、若手の方々がどしどし議員になっていただくためにも、昇給が必要だと考えております。

以上のような観点から、議案第65号につきまして賛成といたします。

○議長（神田 直人） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和元年度木城町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第66号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第66号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題と

いたします。

議案第67号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第67号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第68号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第68号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神田 直人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和元年第6回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） 一言お礼を申し上げたいと思います。令和元年第6回木城町議会臨時会

における議案のご審議、まことにありがとうございました。

なお、審議の中でいろいろご意見等もいただいたところではありますが、改めまして、私、町長初めとする特別職、そして議会議員の皆様、そして職員、ワンチームとなってそれぞれの責任感、職務等に照らし合わせて、よりよい木城町のまちづくりに邁進をしていくということを改めて、今日思ったところでありますし、また、その分については、繰り返すようではありますが、ワンチームで頑張りましょう。時代はもうワンチームの時代であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

二十四節気の1つ小雪を過ぎ、これから一段と寒くなってまいります。議員各位におかれましては、十分健康にご留意をいただきますようご祈念を申し上げまして、第6回臨時会のお礼いたします。ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦勞様でした。

午前9時32分閉会
